

令和2年第1回定例会

令和2年 2月14日 開会
同 日 閉会

多野藤岡医療事務市町村組合議会会議録

多野藤岡医療事務市町村組合

令和 2 年 2 月 1 4 日

議事日程

- 第 1 会期の決定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 管理者発言
- 第 4 議案第 1 号 多野藤岡医療事務市町村組合職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 5 議案第 2 号 多野藤岡医療事務市町村組合病院事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 第 6 議案第 3 号 多野藤岡医療事務市町村組合病院使用料条例の一部改正について
- 第 7 議案第 4 号 令和元年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計補正予算（第 1 号）について
- 第 8 議案第 5 号 令和元年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計補正予算（第 1 号）について
- 第 9 議案第 6 号 令和 2 年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計予算について
- 第 1 0 議案第 7 号 令和 2 年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計予算について
- 第 1 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（19名）

1番	丸山	保君	2番	野口	靖君
3番	大久保	協城君	4番	湯井	廣志君
5番	橋本	新一君	6番	岩崎	和則君
7番	茂木	光雄君	8番	冬木	一俊君
9番	針谷	賢一君	10番	隅田川	徳一君
11番	吉田	達哉君	12番	中村	さと美君
13番	大竹	隆一君	14番	渡邊	幹治君
15番	三澤	望太君	16番	神田	辰男君
17番	山崎	恒彦君	18番	栗原	透君
19番	小屋	淳君			

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

管理者	新井雅博君	組合事業統括 兼病院院長	塚田義人君
病院長補佐	設楽芳範君	介護老人保健 施設長	河合弘進君
事務局長兼 経営管理部長	新井滋君	看護部長	田村幸子君
薬剤部長	小幡輝夫君	診療支援部長	櫻井敏男君
次長兼 企画財政課長兼 しらさぎ管理課長	中里光夫君	総務課長兼 安全管理センター 事務統括	堀越輝雄君
用度課長	新井誠十郎君	医事情報課長兼 健康管理センター 事務統括	五十嵐哲二君
経営戦略室長	清宮きよ江君	課長兼 患者支援センター 事務統括兼 緩和ケアセンター 事務統括	横坂政彦君

事務局職員出席者

企画財政課 課長補佐	新井恵介	診療支援グループ リーダー	篠崎清美
---------------	------	------------------	------

安全管理グループ
リーダー 田畑 幸貴

総務グループ
リーダー 櫻井 力

総務課主査 萩原 和美

開会の挨拶

議長（岩崎和則君） 議会開会前に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和2年第1回多野藤岡医療事務市町村組合議会定例会が招集になりましたところ、議員各位には極めてお忙しい中、全員のご出席をいただきまして開会できますことを心から御礼申し上げます。

今期定例会に提案されますものは、議案7件でございます。慎重にご審議いただきまして、議会としての意思決定をお願い申し上げます。

なお、議事運営等、誠に不慣れな私でございますが、議員各位のご協力をいただきまして円滑な議事運営が行われますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会の挨拶といたします。

議事日程につきましては、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくお願いたします。

開会及び開議

午後1時34分開会

議長（岩崎和則君） 出席議員定足数に達しましたので、議会は成立いたします。

ただいまから、令和2年第1回多野藤岡医療事務市町村組合議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

第1 会期の決定

議長（岩崎和則君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（岩崎和則君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

第2 会議録署名議員の指名

議長（岩崎和則君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第77条の規定により、議長において、3番、大久保協城君、11番、吉田達哉君を指名いたします。

第3 管理者発言

議長（岩崎和則君） 日程第3、管理者発言であります。管理者。

管理者（新井雅博君） 令和2年第1回多野藤岡医療事務市町村組合議会定例会を招集

いたしましたところ、議員各位には大変ご多忙の中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、議員各位にもご心配をいただいております新型コロナウイルスへの対応につきましては、現在も刻一刻と事態が、状況が変化、動いているところではありますけれども、県及び関係機関と連携をとり、病院として万全の体制を整えているところであります。

また、先ほどご説明をさせていただきましたとおり、旧病院跡地については、効果的な利用活用が図れるよう組合としても適切な対応をとってまいりたいと考えておりますので、議員各位にも深いご理解とご協力を賜りますように、切にお願いを申し上げます。

さて、本議会に提案いたします案件は、組合事業の令和2年度予算を初め、7案件の審議をお願いするものであります。いずれも重要案件でございますので、慎重審議の上ご決定くださいますようお願い申し上げて、開会のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

第4 議案第1号

議長（岩崎和則君） 日程第4、議案第1号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（新井 滋君） 議案第1号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の給与に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

人事院は昨年8月、国会及び内閣に対し、令和元年度の国家公務員給与について、民間給与との格差を解消するため給料表の引き上げと勤勉手当の支給率の引き上げ等を主な内容とする勧告を行い、これに基づき、昨年11月に国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律が改正されました。また、当組合を構成する2市1町1村においても国に準じて改正が行われました。このような状況から、当組合におきましても国に準じて所要の改正をお願いするものであります。

改正の内容であります。第1条におきましては、勤勉手当の支給率を0.05月引き上げ、期末・勤勉手当の合計月数を年間4.45月から4.50月とし、給料表を平均0.1%引き上げる改定を行うものであります。

第2条におきましては、住居手当の支給対象となる家賃額の下限を1万2,000円から1万6,000円に引き上げ、住居手当の上限を2万7,000円から2万8,000円に引き上げる改定を行うものであります。

また、勤務1時間当たりの給与額を算出する際に、計算式の分母に用いる年間の休日日数を想定した数の17を固定値ではなく実際の休日日数とし、また、

期末・勤勉手当の支給率の合計月数4.50月を令和2年度から6月期と12月期で平準化し、それぞれ2.25月とするものであります。

また、これらの改正に併せ、所要の字句の訂正を行うものであります。

施行日につきましては、公布の日から施行し、第2条の規定につきましては、令和2年4月1日から施行するものであります。

また、第1条に規定する給料表の改定につきましては平成31年4月1日に、勤勉手当の支給率の引き上げにつきましては令和元年12月1日に遡って適用するものであります。

以上、提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（岩崎和則君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

茂木光雄君。

議員（茂木光雄君） 26ページの医療職の給与表についてちょっとお伺いいたしますけれども、4月1日からの施行ということですがけれども、新たに新採用となりますお医者さんといいますか、そういった方というのは、この等級表からいったときに何等級の何号俸から始まるのかお尋ねいたします。

議長（岩崎和則君） 総務課長。

総務課長兼安全管理センター事務統括（堀越輝雄君） お答えいたします。

茂木議員のご質問、まず一般に言う、いわゆる初任給についてご説明したいと思っております。当組合の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則というものがございまして、この中で医療職給料表（一）、医師の給料表でございましてけれども、医師でございまして大学6年卒業の時点で、初任給は1級29号と定めております。ただ現在、医師につきましては大学卒業後2年の初期臨床研修が義務付けられておりまして、実際に恐らく茂木議員がおっしゃる新採用ということになりますと、初期臨床研修の2年を経た後というふうになるかと思っておりますが、その場合、2年経過して3年目ということで、当院におきましては経験年数3年という換算で1級の36号、こちらを適用してございます。

以上でございます。

議長（岩崎和則君） 茂木光雄君。

議員（茂木光雄君） そうなりますと、いわゆる地域の中核病院として群馬県内には12ぐらいのそういった中での病院がありますけれども、本市の場合だと医師確保に向けて非常に、どこの病院も厳しいということですがけれども、ほかの県内のこういった中核病院と比較して、このいわゆる初任給といいますか、1等級の36から始まるこの件については、他の病院と比較してどのぐらいのどこ

ろの水準なのかお尋ねいたします。

議長（岩崎和則君） 総務課長。

総務課長兼安全管理センター事務統括（堀越輝雄君） お答えいたします。

茂木議員のおっしゃる他院との比較、正直申し上げて個々の病院との比較というものは行っておりませんが、少なくとも県内の公立の病院につきましては、元をたどっていくと地方公務員法が適用されておりますので、給与水準については当院と全く同じであるというふうに考えております。

議長（岩崎和則君） 茂木光雄君。

議員（茂木光雄君） そうなりますと、今度各診療科といいますか、専門の医師のそういった専門性というんですか、そういったものについての、いわゆる全部一律でそうやっていくのか、それとも各科の、産婦人科にしても、今大変な救急専門医にしても、そういった方なんかも同一の形の中で新採用というふうなことになるんでしょうか。

議長（岩崎和則君） 総務課長。

総務課長兼安全管理センター事務統括（堀越輝雄君） お答えいたします。

経験年数によります差はおのずと出るわけですけれども、それが全く同一であれば、診療科の間における違いは、基本的にはございません。

議長（岩崎和則君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声）

議長（岩崎和則君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（岩崎和則君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（岩崎和則君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第1号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の給与に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（岩崎和則君） 起立全員であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

第5 議案第2号

議長（岩崎和則君） 日程第5、議案第2号、多野藤岡医療事務市町村組合病院事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（新井 滋君） 議案第2号、多野藤岡医療事務市町村組合病院事業の設置等に関する条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

本改正は、地方自治法の一部改正が行われ、令和2年4月1日から施行されることに伴い、同法を引用している本条例に条ずれが生じるため、所要の改正を行うものであります。

改正内容につきましては、同法を引用している条例第4条中、第243条の2第8項を第243条の2の2第8項に改めるものであります。

施行日につきましては、令和2年4月1日からといたします。

以上、提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（岩崎和則君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

議長（岩崎和則君） お諮りいたします。質疑もないようですので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（岩崎和則君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（岩崎和則君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第2号、多野藤岡医療事務市町村組合病院事業の設置等に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（岩崎和則君） 起立全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

第6 議案第3号

議長（岩崎和則君） 日程第6、議案第3号、多野藤岡医療事務市町村組合病院使用料条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（新井 滋君） 議案第3号、多野藤岡医療事務市町村組合病院使用料条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

新病院においては、個室を希望される入院患者さんが増えておりますが、4種類ある当院の特別病室、いわゆる個室病室のうち使用料の最も高額な特別室

については金額的に希望されない患者さんが多く、4部屋ある特別室の稼働率が上がらない状況が続いております。本改正は、この特別室の使用料を見直し、患者サービスの向上と特別室の稼働率の改善を図るため、特別室の使用料を引き下げるものであります。

改正内容につきましては、特別病室の種類及び使用料の額を規定する別表中、特別室を個室S（テレビ、冷蔵庫、トイレ、シャワー付き）に改め、その使用料1万2,000円を9,000円に引き下げます。また、併せて一般個室Aを個室Aに、一般個室Bを個室Bにそれぞれ改め、その他所要の字句の訂正を行うものであります。

施行日につきましては、令和2年4月1日からといたします。

以上、提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（岩崎和則君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

議長（岩崎和則君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（岩崎和則君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（岩崎和則君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第3号、多野藤岡医療事務市町村組合病院使用料条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（岩崎和則君） 起立全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

第7 議案第4号

議長（岩崎和則君） 日程第7、議案第4号、令和元年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者（新井雅博君） 議案第4号、令和元年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、第3条の収益的収入で、第1款病院事業収益が減額補正とな

っております。医業収益におきましては、1億2,864万4,000円の減額となっております。

収益的支出の第1款病院事業費では、減額補正となっております。

医業費用におきましては、1億552万円の減額、医業外費用においては700万円の増額を見込み、合わせて9,852万円の減額補正となっております。

第4条の資本的収入で、県補助金で203万5,000円の増額補正となっております。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。慎重審議いただきまして、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

なお、詳細につきましては経営管理部長より説明をいたさせますので、よろしくをお願いを申し上げます。

議長（岩崎和則君） 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（新井 滋君） それでは、詳細についてご説明申し上げます。

今回の補正は、第3条で示しておりますとおり、収入につきましては第1款病院事業収益で1億2,864万4,000円の減額補正、第1項医業収益で、同じく1億2,864万4,000円の減額補正であります。主な内容としましては、入院収益で患者数が減少しており、1億9,358万9,000円の減額、外来収益では、患者数は減少しておりますが、1人当たりの診療単価の増加により2,884万5,000円の増額となっております。その他医業収益では、健診利用者の増加により3,610万円の増額補正であります。

次に、支出について申し上げます。

第1款病院事業費用におきましては、9,852万円の減額補正、第1項医業費用では1億552万円の減額補正であります。内容といたしましては、給与費で1億4,713万円の減額、材料費で1億1,600万円の増額、経費で5,450万円の減額、減価償却費で339万円の減額、資産減耗費で1,650万円の減額であります。

第2項医業外費用では、材料費増加により雑支出700万円の増額補正であります。

第4条の資本的収入においては、産婦人科外来の超音波画像診断装置整備に伴う県補助金が交付見込みとなっております。

以上、詳細説明とさせていただきます。慎重ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（岩崎和則君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。橋本新一君。

議員（橋本新一君） 36ページ、1項医業収益、3目その他医業収益、節ではその他

医業収益について、この収益の内訳について、まずお伺いをします。

議長（岩崎和則君） 企画財政課長。

次長兼企画財政課長兼しらさぎ管理課長（中里光夫君） お答えいたします。

その他医業収益の内訳ということのご質問ですが、主なものとしまして、診断書料、訪問リハビリの介護給付費、その他病院群輪番制運営費補助金等が主なものとしてあります。また、その他につきましては、小児救急医療支援事業運営事業費ということで、こちら小児輪番の委託の収入もありますし、あとは分娩介助料の収入等が内訳としてあります。

以上です。

議長（岩崎和則君） 橋本新一君。

議員（橋本新一君） 内容については了解をいたしました。そのうちの文書料の件数と金額についてお伺いをいたします。

議長（岩崎和則君） 企画財政課長。

次長兼企画財政課長兼しらさぎ管理課長（中里光夫君） 文書料の金額と件数についてお答えいたします。

金額につきましては、診断書料2,500万円を想定しております。件数につきましては、診断書によって単価がそれぞれ違いますが、500円とか2,000円とか5,000円とか、それ以上の文書料がありますので一概には言えないですが、5,000円を基準にしますと5,000件という件数になると思います。

以上です。

議長（岩崎和則君） 橋本新一君。

議員（橋本新一君） 約5,000件ということでございますが、このうち事務方で発行できるものと担当医でなければ発行できない、その件数についてお伺いいたします。

議長（岩崎和則君） 医事情報課長。

医事情報課長兼健康管理センター事務統括（五十嵐哲二君） お答えいたします。

医師のほうで作成できる書類につきましては、入院関連の書類でサマリーと言われる入院記録が未作成のもの、あと身体障害者の診断書等の特殊なものでございます。それ以外が事務方のほうで作成できる案件となっております。件数につきましては、今年度4月から12月までの件数なんですけど、医師のほうで作成している件数が74件、事務方のほうで作成している書類等が538件となっております。

以上です。

議長（岩崎和則君） 橋本新一君。

議員（橋本新一君） その発行日数でございますけれども、申込みを受けてから、平均

どのぐらいの日数で発行されるのかお伺いたします。

議長（岩崎和則君） 医事情報課長。

医事情報課長兼健康管理センター事務統括（五十嵐哲二君） お答えいたします。

診断書等の書類の作成期間ですが、患者さんからご依頼があった際、通常2、3週間かかると伝えております。通常実績といたしましては、2週間以内に患者さんのほうにお渡ししています。ただし年末年始、ゴールデンウイーク等の長期休暇等、あと診療科によっては2週間以上かかることもございます。また、原則といたしまして主治医が作成いたしますので、主治医が非常勤医師の場合は、当院の診察日に来院した際に作成していただきますので、3週間以上いただくこともございます。

以上です。

議長（岩崎和則君） 橋本新一君。

議員（橋本新一君） 発行日数の内容について、おおむね了解したところでございますけれども、ただいま回答いただいたその3週間という日数でございますけれども、私が聞いている話では2カ月以上かかったと、そういうことで今回質問させていただいたんですが、早急な文書対処をしていただければと思います。

以上です。

議長（岩崎和則君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声）

議長（岩崎和則君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（岩崎和則君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（岩崎和則君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第4号、令和元年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計補正予算（第1号）について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（岩崎和則君） 起立全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

第8 議案第5号

議長（岩崎和則君） 日程第8、議案第5号、令和元年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者（新井雅博君） 議案第5号、令和元年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算は、第3条で収益的収入及び支出において予定額の補正、第4条では、訪問看護事業から介護老人保健施設事業に対しての出資金の計上をお願いするものでございます。

また、第5条は、議会の議決を必要な経費で、職員給与費の補正を伴うものであります。

以上、説明とさせていただきます。慎重ご審議いただきまして、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

なお、詳細につきましては経営管理部長より説明をいたさせますので、よろしくをお願いを申し上げます。

議長（岩崎和則君） 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（新井 滋君） それでは、詳細についてご説明申し上げます。

第2条は、介護老人保健施設と訪問看護ステーションの業務の予定量を変更するものであります。

第3条は、収益的収入及び支出の補正です。収入では、第1款介護老人保健施設事業収益で、療養者の予定量が当初に比べ1日平均6人減少する見込みのため4,701万円の減額、第2款訪問看護事業収益においても、利用者の予定量が3,000人余り減少する見込みのため1,751万円の減額補正となっております。

支出につきましては、第1款介護老人保健施設事業費用で365万1,000円の減額であります。内訳としまして、給与費で995万1,000円の減額、材料費で100万円の増額、経費で400万円の増額、委託費で130万円の増額であります。

第2款訪問看護事業費用では、335万1,000円の減額補正で、給与費の減額によるものであります。

第4条は資本的収入及び支出で、訪問看護事業から介護老人保健施設しらさぎの里への6,000万円の出資金を計上しております。しらさぎの里では、病院事業から2億円を借り入れて運営しているところではありますが、企業債の元利償還金約6,000万円の影響が大きく、毎年現金の減少が続いております。令和元年度に入り資金ショートとなる見込みとなったため、訪問看護事業からの出資を計上させていただくものであります。

第5条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費で、給与費の減額に伴うものであります。

以上、詳細説明とさせていただきます。慎重ご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

なお、赤字予算調製に伴いお手元に配付してございます経営改善計画につきまして、しらさぎ管理課長より説明させていただきます。

議長（岩崎和則君） しらさぎ管理課長。

次長兼企画財政課長兼しらさぎ管理課長（中里光夫君） それでは、お手元に配付してございます介護老人保健施設事業経営改善計画についてご説明させていただきます。

今後加速していく高齢化社会に対し、切れ目なくサービスが提供されるよう地域包括ケアシステムの構築が進められております。介護老人保健施設は支援を必要とする要介護者に対し、看護、医学的管理のもとでの介護、医療、日常生活上の世話をを行う在宅支援とともに介護予防を通じて地域貢献をしていく施設であることが位置付けられました。このように在宅復帰施設、リハビリテーション施設としてサービスの提供や在宅支援、地域貢献を果たすことが求められております。

運営上の現状と課題につきましては、費用のうち給与費が高い割合を占めていることや施設建設時に借り入れた資金の返済が大きく、今後の運営に大きな負担となっております。

経営改善の取組につきましては、入所サービスでは、現在取得しております加算型の要件を維持しつつ入所者の増加を図り、通所サービスでも通所者の増加により収支改善に努めてまいります。また、利用者に安心、信頼されるサービスを提供できるよう質の向上を図り、他機関との連携強化により地域に貢献していくことで、老健施設としての使命を果たしてまいります。

以上、誠に簡単ではございますが、介護老人保健施設事業経営改善計画の説明とさせていただきます。

議長（岩崎和則君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。吉田達哉君。

議員（吉田達哉君） 今説明をいただいて、運営上の現状と課題ということで給与費の問題、建設にかかわる融資金、これが令和9年まで続く、事業運営資金が不足し借入れを行っている、介護報酬改定により改定率がマイナスになった等々の課題に対して、どう取り組むかということが一切書かれていませんが、これで改善するのでしょうか。

議長（岩崎和則君） 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（新井 滋君） お答えいたします。

介護老人保健施設のこの事業につきましては、収益につきましては介護報酬で決まっておりますので、改善策といたしましては、利用者をこれまで以上に

確保しまして収益を増加していくしかありません。したがって、利用者の確保に向けましては、サービスの向上を図るとともに組合として今まで以上に地域の方にしらさぎの里の存在を知っていただく、このような取組も併せて行っていきたいというふうに考えております。

議長（岩崎和則君） 吉田達哉君。

議員（吉田達哉君） じゃ利用者が増加することによって、例えばフル稼働することによって、こういった運営上の現状と課題に掲げたことは全部クリアできるのでしょうか。

議長（岩崎和則君） 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（新井 滋君） お答えいたします。

利用者確保して、入所者でいいますと80人の定員、通所者でいいますと50人の定員ということの施設でありますので、これを目いっぱいこれから続けていったとしても、病院事業からの2億円の借り入れですとか、今回提案しております出資金の部分というのは、到底補えるものではございません。ただ、介護老人保健施設としてこれまでの地域に果たしてきた役割もございまして、効率的な運営を行いまして、今後も運営を継続していきたいというふうに考えております。

議長（岩崎和則君） 吉田達哉君。

議員（吉田達哉君） 地域に果たす役割ということで非常に大きなものはあるということも理解はしておりますし、この施設をきちんと運営していかなければならないということも理解をしております。しかしながら、このような状況でフル稼働をしても改善が見込まれないといったときに、これでそのまま運営を続けていくのか、それともそろそろ立ち止まって全体的に見直しを行うのか、この辺についての岐路に立っているのではないかとというふうに考えて、前回も指摘をさせていただきました。

その辺について、もっともっと集客量を上げて何とかみんなでワンチームになって頑張れば克服できるというのであれば、皆さんに頑張れ頑張れと我々も応援をしながら運営をしていっていただくことは非常に大切なことなのかなというふうにも思いますけれども、今の経営管理部長の話聞いて、満床でいって、もうフルで稼働しても、そこまではないというのであれば、そろそろ先のことを考えながら決断をする時期なんじゃないかなというふうに思いますが、管理者の考えをお伺いいたします。

議長（岩崎和則君） 管理者。

管理者（新井雅博君） 吉田議員さんのご質問にお答えをさせていただきたいと存じます。

しらさぎの里の経営状況、また今後の経営推計については担当部長からお話

をさせていただいたとおりであります。しらさぎの里の介護老人施設の、大変恐縮ですが設立年度は承知はいたしておりませんが、恐らく社会的使命の中で、当時こういった介護老人施設の果たす役割というものを民間レベルで果たす施設が、当時はなかったんだというふうに想像ができます。そういった中で、老人の健康と命を守るという観点の中で今日まで運営をし、その成果と期待を背負ってきたのも事実だというふうに思っております。

しかし、現下多くの民間事業者がこれらの事業に参入をし、以前は公が担っていたその役割を民間施設が大きな部分で担っていただいているのも現在の時代になってきているように考えておりますので、そういった部分が十分に公の部分で民間で補えるのであれば、吉田議員ご指摘のように、一度しっかりと立ち止まりながらも今後の状況をしっかりと見据えるべきだと、このように私も考えているところでありますので、こういった形で一度しっかりとこの事業をどういった形で改めて進めていくのか、多くの公の立場としてそれぞれの高齢者の健康と命を守っていけるのか、この部分をしっかりと検証してまいりたい、このように考えております。

以上申し上げて答弁とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（岩崎和則君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声）

議長（岩崎和則君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（岩崎和則君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（岩崎和則君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第5号、令和元年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（岩崎和則君） 起立全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

第9 議案第6号

議長（岩崎和則君） 日程第9、議案第6号、令和2年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者（新井雅博君） 議案第6号、令和2年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計予算についてご説明をさせていただきます。

令和2年は、診療報酬改定が4月に実施される予定でございます。全体改定率はマイナス改定となることが想定されておりまして、病院経営にとっては厳しいものと考えておるところでございます。今後も健全な経営のために努力を続け、地域住民の皆様へ安全・安心な医療サービスを提供できるよう、あるいは藤岡地域の基幹病院として、その役割をしっかりと果たせるよう取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

第3条の収益的収入及び支出は、病院事業収益は113億8,881万6,000円、病院事業費用は119億5,437万6,000円であります。事業収支におきまして、5億6,556万円の赤字を計上いたしておるところでございます。

次に第4条では、公立藤岡総合病院資本的収入で他会計負担金5億5,133万7,000円、企業債5,000万円を合わせ6億133万7,000円、公立藤岡総合病院資本的支出は、建設改良費1億5,110万円、企業債償還金11億7,780万円を合わせて13億2,890万円を計上いたしているところでございます。

以下、第5条から第7条までは所要の額を計上させていただいたところでございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。慎重審議賜りまして、ご決定いただきますようお願いを申し上げます。

なお、詳細につきましては経営管理部長より説明をいたさせますので、よろしくをお願いを申し上げます。

以上です。

議長（岩崎和則君） 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（新井 滋君） それでは、詳細につきましてご説明申し上げます。

初めに、第2条の業務の予定量についてですが、公立藤岡総合病院における入院の病床数394床、1日平均患者数330人、年間延べ患者数12万450人、外来では1日平均患者数760人、年間延べ患者数18万4,800人を予定するものでございます。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額でございます。第1款病院事業収益では113億8,881万6,000円、内訳は、医業収益が107億4,096万7,000円、医業外収益5億2,369万4,000円、特別利益1億2,415万5,000円でございます。

次に、支出について申し上げます。

第1款病院事業費用は119億5,437万6,000円で、その内訳は、第1項医業費用115億3,422万1,000円、第2項医業外費用4億1,365万2,000円、第3項特別損失550万3,000円、第4項予備費100万円でございます。医業費用の主なものといたしまして、給与費56億7,848万3,000円、材料費27億2,050万円、経費18億9,565万円、減価償却費11億7,456万2,000円でございます。医業外費用では、4億1,365万2,000円でございます。

第4条は、資本的収入及び支出でございます。第1款公立藤岡総合病院資本的収入で6億133万7,000円、内訳は、他会計負担金5億5,133万7,000円、企業債5,000万円でございます。資本的支出は13億2,890万円で、内訳は、建設改良費1億5,110万円、企業債償還金11億7,780万円でございます。

病院事業会計の収支につきましては、5億6,556万円の赤字予算となっております。今後も地域住民の皆様へ安定した医療を提供するため、職員一丸となり、さらなる経営改善を進めてまいりたいと考えております。

以上、詳細説明とさせていただきます。慎重ご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

なお、赤字予算調製に伴い、お手元に配付してございます経営改善計画につきまして、企画財政課長より説明させていただきます。

議長（岩崎和則君） 企画財政課長。

次長兼企画財政課長兼しらさぎ管理課長（中里光夫君） それでは、病院事業の経営改善計画についてご説明をさせていただきます。

まず、現状についてでございますが、新公立藤岡総合病院では地域包括ケア病棟と回復期リハビリテーション病棟の開設により急性期病床を効率的に活用し、在宅復帰に向けた診療の強化を図っております。これまでに業務の委託化の推進や契約内容、契約方法の見直しによる経費の削減、ジェネリック薬品の利用促進による薬品費の削減などを行ってまいりました。

収入増加確保としまして、地域包括ケア病棟、回復期リハビリテーション病棟の活用推進により急性期病床の診療密度を高め、診療単価の増加を図っております。

今後の取組といたしましては、高齢者割合の増加に向け救急医療体制の強化を図り、急性期に特化しつつ回復期リハビリテーション病棟、地域包括ケア病棟、訪問看護ステーション、介護老人保健施設を活用し、高度急性期、急性期につきましては高崎・富岡地域との連携体制の強化を図ってまいります。また、慢性期につきましては、鬼石病院を初め地域の医療機関や市町村との連携によ

り地域住民が安心して生活できるよう、医療から在宅医療、介護までの一連のサービスが提供できるよう努めてまいります。

経営基盤の確立といたしまして、入院部門では回復期リハビリテーション病棟や地域包括ケア病棟の効率的な病床利用により急性期病床の平均在院日数短縮を図り、利用率を高め、診療単価の増加を図り、また外来部門においては、紹介型外来として専門的な医療の提供をすることで収入の増加を目指してまいります。

費用の削減につきましては、材料費や委託料などの引き続きの精査を行い、削減に努めてまいります。

研修、教育につきましては、資格取得や研修を積極的に実施し医療の質を高めるとともに、職員一人一人の目標管理、意識向上を図り、安全で安心な地域医療を提供できるよう努めてまいります。

地域包括ケアシステムでは、地域で一体的に提供されるシステムの構築を目指し、地域の医療機関や介護施設、藤岡市等と連携を深め、この地域の特性に応じたシステムの構築に参加してまいります。

以上、誠に簡単でございますが、病院事業経営改善計画の説明とさせていただきます。

議長（岩崎和則君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。冬木一俊君。

議員（冬木一俊君） 今、上程のありました令和2年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計予算について質疑をさせていただきます。

冒頭、管理者のほうから、新年度からの診療改定により厳しい経営が強いられるというお話がありました。藤岡市選出の組合議員でありますので、約9割負担をしている市の議員でありますので、赤字予算がここに計上されて、ああそうですかという訳にはいかないの、何点か質問をさせていただきます。

今、経営管理部長、また経営改善計画を発表してくれた方、説明があったんですけれども、55ページの第3条第1款の病院事業収益ということで113億8,881万6,000円ですか、それに対して支出のほうは119億5,437万6,000円ということで、当初から赤字予算だというふうな説明があった訳なんですけれども、これ赤字になる理由についてちょっとお伺いいたしますけれども、例えば診療報酬の改定により急性期病院の診療報酬が削減される、また妊婦加算が廃止される等々の診療改定が厚生労働省から示されているわけなんですけれども、具体的にどういったことで、どういう数字で影響されるのか、まずこれについてお伺いいたします。

議長（岩崎和則君） 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（新井 滋君） 令和2年度の病院事業、赤字予算を計上させ

ていただいた訳なんですけれども、病院事業収益につきましては、実は新病院になりまして平成30年度の決算が出ましたけれども、平成30年度とこの病院事業収益を比較しますと、3億3,000万円ぐらい収益は増えております。もちろん病院事業費用も5億5,000万円ほど増えているので、結果的には赤字予算を組ませていただいた訳なんですけれども、やはり減価償却費がまだ令和3年度、4年度ぐらいまでが高止まりなので、その時期が過ぎないと、ちょっと収支が均衡してこないというのが一つあります。それからもう一つ、今年度につきましては、旧病院の解体設計等の予算も組ませていただきましたので1億数千万ありますけれども、その関係もありますので、結果的に赤字予算となりました。

収益を上げる努力は今後もしていきたいというふうに思うんですけれども、あとは費用の部分もこれまで以上に効率的に行っていきたいというふうに思っております。

議長（岩崎和則君） 冬木一俊君。

議員（冬木一俊君） ちょっと私が質問した答弁とまた違う答弁なので、改めてお伺いいたしますけれども、管理者は診療報酬の改定によって影響を受けるという話をしているんですよ。そのことについて私は今質問しているんですよね。急性期なら急性期、妊婦加算なら妊婦加算、幾つか骨子が示されていますよね。そういった影響を受けないということによろしいんですかね。受けたら何が一番、どういうことでどういう内容のもので受けるのか、具体的にお答えくださいという質問をしたんですけれども、そのことについて答えていただけますか。

議長（岩崎和則君） 医事情報課長。

医事情報課長兼健康管理センター事務統括（五十嵐哲二君） 今回の議員さんの質問に対して回答させていただきます。

今回、令和2年度診療報酬改定につきましては、診療報酬が0.55%の増、薬価については0.99%の減、材料価格につきましては0.02%の減、トータルで0.46%の減、こちらが全体の診療報酬改定の内容となっております。

内容につきましては、長時間労働とか医療従事者の改善に伴って各種加算の増加が見込まれます。あと、今回3月上旬に厚労省のほうから告示があった際に、そちらのほうに確認はしていくんですけれども、外来医業の機能分化ということで、今400床以上の病院が初診時選定療養費とか、そちらのほうへ再診時も含めてなんですけど、5,000円以上という形で徴収しているんですけど、200床以上という形になるという報道もされております。そうなりますと、当院としましても200床以上の病院ですので、初診時選定療養費のほうも、

現在税込み2,750円徴収させていただいているんですけども、そちらのほうも5,000円以上ということで、初診の患者さんが減少するというところでも想定されるというところですよ。

ですので、加算という部分につきましては、先ほども申し上げたように医師、看護師、コメディカル等も含めた職員の加算の部分と、マイナス要因としては、初診時選定療養費の増加に伴う初診の患者さんの減少が見込まれるかなというふうに思っております。

以上です。

議長（岩崎和則君） 冬木一俊君。

議員（冬木一俊君） 今、課長さんのほうから説明があったんですけども、そうすると診療報酬、妊婦加算のことは触れないんですけども、その点についての減少も我々議会が心配する必要はないということでよろしいんですかね。そのことについてもう1回答弁していただきたいのと、それと茂木議員のほうで一般質問するので、この部分は割愛させていただきますけれども、医師、看護師、また有資格者の働き方改革ということもあって、なおかつ会計年度任用職員の任用ということで人件費も増えるという、そういう理解をしておりますが、今後、地域を担う中核病院として病院長を中心にこの病院を経営ということで、企業会計なので、あえて厳しい言葉を言わせてもらいますけれども、藤岡市と連携をとりながらと言っても、藤岡市にお金の相談をされてもあまり好ましい話ではないので、あえてお伺いいたしますけれども、病院長、来年度に向けての抱負、これについて伺わせてください。

議長（岩崎和則君） 医事情報課長。

医事情報課長兼健康管理センター事務統括（五十嵐哲二君） 今回の質問にお答えさせていただきます。

妊婦加算等につきましては、先ほども言ったように3月の上旬に厚労省のほうから告示が来まして、その中で点数がどうなるかという部分も踏まえて、当院としてもどうするか、そちらのほうを協議しながら対応していきたいというふうに思っております。

あと経営の確保という部分におきましても、やはり告示がされた中で、どういものが、点数が幾ら増加するのか減少するのか、いろいろそちらのほうも影響があると思いますので、そちらのほうの告示があった中で、病院として経営に向けてどういものを算定するかというところも含めながら、いろいろ検討していきたいというふうに思っております。

議長（岩崎和則君） 病院長。

組合事業統括兼病院長（塚田義人君） お答えいたします。

来年度の抱負ということで非常に大きなテーマですけども、やはり国を挙

げて、この医療界はまさに働き方改革と、そして地域医療構想、人口減、高齢化という課題があります。医療の在り方というのは介護に比重が大きくなっています。医療費を抑制しなければいけないとなりますと、急性期の病床を減らしてください、介護を何とかしてくださいということは要請があります。それを藤岡の地域でもそういった会議が定期的に行われつつあります。

そしてもう一つは、医師の偏在ですね。群馬県は医師の数でいきますと、全国で下3分の1なんですね。特に若手医師、臨床研修でも研修医が集まりませんで群大から出ていくという現象がありまして、この中堅・若手の医師の減少というのは本当に響いていまして、中核医療を担うべき我々の病院でも本当にもうぎりぎりです。それでもまだ群馬県内の中で比較しますと、手を挙げてもらっているほうですね。そして医師が不足している中で働き方改革、そんなに働くなと、数が少ないのに労働時間を削れという相矛盾するところが大改革の中に入っているんですね。

その中で明るい話としましては、急性期を担う病院に非常に手厚く、働き方改革の原資として報酬を手厚くしましょうと、1年間2,000人以上の救急車を受けている病院に対しては、1人の人間に対して5,200円という増収が見込めます。これが当院にとって年間で何千万円かのプラスになるかと期待しているんですけども、それは何を目的にするかといいますと、救急医療を担う医師が増えなければ本来の目的を達成しないわけです。その救急医療を担う医師の数がどれだけ確保できるか、それは大きな問題、すぐ一度には解決できませんけれども、それを何とか一人一人の医師が余裕を持って働いて、しかもそれがきちんと能力に見合った報酬が病院の経営に資するような形になっていかなければならない、それが大きな課題だと思っています。

それから妊婦加算の話、先ほど出ていますけれども、これはあまりほとんど意味がない加算だったということで、当院もほとんど算定していないと思います。具体的な数字は分かりませんが、これが廃止されることは全く痛手ではありませんで、意味のない加算だったということで、もう早々に廃止されるということです。これについては懸念を私はしておりません。

以上です。

議長（岩崎和則君） 冬木一俊君。

議員（冬木一俊君） 医療従事者のトップの病院長さんから来年度の抱負ということで言っていただきましたので、ぜひ病院長補佐、看護部長さん、薬剤部長さん、医療従事者の関係者、また経営管理部長を中心とするプロパーの方は最少の経費で最大限の効果が出るような努力をしていただきたいと思います。答弁は要りません。

議長（岩崎和則君） 他に質疑はありませんか。橋本新一君。

議員（橋本新一君）　　今、総括の後で大変心苦しいんですが、76ページ、2項医業外費用、2目雑損失、節はその他雑損失、ここに500万円が計上されておりますけれども、この内容についてお伺いをいたします。

議長（岩崎和則君）　　企画財政課長。

次長兼企画財政課長兼しらさぎ管理課長（中里光夫君）　　お答えいたします。

　　医業外費用、雑損失につきましては、医療事故に対する賠償として500万円を計上しております。

　　以上です。

議長（岩崎和則君）　　橋本新一君。

議員（橋本新一君）　　先ほどの補正予算の中にも500万円が計上されていたんですが、今年度、令和元年度にこれの動きがあったのかどうかお伺いいたします。

議長（岩崎和則君）　　総務課長。

総務課長兼安全管理センター事務統括（堀越輝雄君）　　本年度におきまして、損害賠償の支払いを伴う動きは、現時点でまだございません。

議長（岩崎和則君）　　他に質疑はありませんか。吉田達哉君。

議員（吉田達哉君）　　冬木議員と一緒に、赤字予算ということで非常に注目をして予算書を見させていただいたり、ただいまの経営改善計画等を読ませていただく中で何点か質問させていただきたいというふうに思います。

　　私は昨年度の前算のときにはいなかったもので、この補正予算の既決予定額というところでしか見ていないんですけれども、この経営改善計画というのは日にちとかが入っていないんですけれども、これを来年度実施をするということではよろしいのでしょうか。

議長（岩崎和則君）　　経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（新井　滋君）　　お答えいたします。

　　病院の経営改善計画の関係ですけれども、この内容につきましては、昨年度お示しした経営改善計画とほぼ同様の内容となっております。といいますのは、ある程度経営改善計画の中でやるべき項目が特定しておりまして、病院としてこれからやっていかなければならないことというのは継続的な課題となっております。したがって、同様な内容を継続的にやっていくということで考えております。

議長（岩崎和則君）　　吉田達哉君。

議員（吉田達哉君）　　そうしますと、前年度、今年度と引き続きやっているということで見させていただきますと、健全な経営基盤の確立ということで、費用の削減、材料費で今まで取り組んできた診療材料、薬品のベンチマークを使用した価格交渉や材料の標準化により材料費の削減を図りますということを書いてありますけれども、計上してあるものを見比べてみても、ほぼ同額もしくは増額して

いる。こんな状況でありまして、先ほどの説明の中で薬価が0.09%削減になったというお話なんですけれども、薬価だけは約5,000万ほど下がっているんですけれども、何と何がどのくらいだから5,000万下がったのか、私なんかには分からないんです、細かいことは。でも、昨年同様のものを使ったとしたならば、この経営改善計画の下に薬価を値切って、こういう数字を計上したのか、それともただ薬価が0.09%下がったからこういうことになったのか、この経営改善計画がどのくらいこの予算書の中に反映されているのか。反映されないと、この冒頭申し上げた赤字予算というものをなかなか克服できない、そうすると最終的にどうなるかというところと他会計繰入金とかということになっていっちゃうかと思うんですね。

だから本腰を入れて、ここに書いてあるとおりの形で数字で見えてくればいいんですけれども、委託料なんかにしても、昨年と今年で見比べてみても増額しているんですよ。そうすると、これと予算書の整合性は全く感じられない。この辺について答弁いただきたい。

議長（岩崎和則君） 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（新井 滋君） お答えいたします。

議員おっしゃるように、経営改善計画と予算の整合性ということになりますと、整合性という形では作成しておりませんので、予算案の説明資料としては不十分だというふうに感じております。ただ、経営改善計画につきましては、先ほども申し上げましたように取り組むべき項目を網羅的に掲げたものですので、また予算との整合性も含めまして、資料のほうである程度検討をさせていただきたいというふうに考えております。

議長（岩崎和則君） 吉田達哉君。

議員（吉田達哉君） この病院は本当に地域の中核病院としてなくてはならないものですし、どうしても健全な経営を続けていっていただきたいというのが市民の皆さんの願いなんです。ですから何か赤字予算ということになると、先行きちょっと心配だという声が出てくると思うんですけれども、この辺をきちんと何とか、とんとんでもいいですから、追っついてできるようにしてもらいたいというのが我々の願いです。

個々に、項目ごとにこれはどうだ、あれはどうだと言っても、なかなかそれで全体的な収支が、バランスが合うとも思えないので、そこら辺は、やはり信頼関係の中で皆さんに任せているわけですから、こういった資料を出すときに、やはりそういうものが少しでも反映できるような、そんな形が現れるとちょっとほっとするのかなというふうに思います。

それから、この病院のこの提言の中で一つあるんですけれども、埼玉北部からの需要が多いということで、10年ほど前に一度埼玉県の本庄広域の救急車

の出動件数と、それから搬送先というものをちょっと調べたことがあります、内緒で。そのときの1位が藤岡の公立総合病院なんですね。ですから、まちの中でいろいろな話が出ますけれども、特に1丁目のへんは毎晩救急車が通って寝られないんだよと、何とかできないものかというぐらい、埼玉県側からの搬送が多いわけですよ。そのときに地域の住民に、こういう状況だから何とか救急が維持できるように、うちの地域からも補助金なり何なり出してもらえないかと水面下で動きをしたこともありましたけれども、今やっとスズメの涙ほど頂いております。これを機に、この救急がなくなると本当に藤岡市民も困りますから、こういった機を捉えて埼玉県側に少し補助金の要請なり何なりということをするのも一つなんじゃないかなというふうに思います。その辺についてはいかがなものなのか、お伺いいたしたいと思います。

議長（岩崎和則君） 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（新井 滋君） お答えいたします。

議員さんから、以前にも埼玉県北部の市町村から負担金ではなく補助金のほうを獲得するような努力をしたらどうかというお話もいただいております。負担金というのは公営企業法のほうで決められていることなのでできないんですけれども、補助金のほうもすごく大きな課題というふうに受け止めております。ただ現状ですと、埼玉県北部のほうからも救急車がかなり来ていますし、当院の救急体制を充実していく、そのために診療報酬改定でも手厚く見ていただけるみたいな部分もありますので、ちょっとその辺の状況を見ながら、これだけ藤岡総合病院が構成市町村だけでなく、広域的に頑張っているんだよという姿勢は見せていきたいというふうに考えております。

議長（岩崎和則君） 吉田達哉君。

議員（吉田達哉君） いずれにしても暗中模索の中で何とかこの病院が健全経営になってほしいというのが、先ほども言いましたけれども我々の願いです。医療従事者については、先ほどもお話がありましたように、働き方改革ということで交代勤務も含めて非常に過酷な労働状況の中で頑張ってくれているんだと思いますので、何とか無駄を省いて、経営管理部長を含めたスタッフがしっかりとこの病院の運営ができるように、ますます研さんを積んだり研究をしたり、いろいろな意見を聞いたり、多くのところへ飛んでいって何かしらの費用、お金を持ってくる、そんな努力をして運営を頑張っていっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

議長（岩崎和則君） 他に質疑はありませんか。湯井廣志君。

議員（湯井廣志君） 私のほうも経営改善計画について伺っていきますけれども、先ほど管理部長のほうから毎回同じものを出しているというお話のように、そうい

う中で、ここに記載されているのが収入の確保は診療単価の増加を図っていきます、病床利用率を90%、平均在院日数の短縮、また急性期病床の利用率を高めることによって収入確保を図る、また外来部門も入院日数の短縮、また費用の削減は材料費の削減、また委託の契約内容を精査して削減に努めるというような内容が書かれておりますけれども、この57ページの病院事業費用の給与費を見ますと56億7,800万ですよね。前年が56億3,800万の先ほど最終補正で額が決定しておりますけれども、これ4,000万ぐらい給与費が増額しておりますよね。ただ、職員のほうの痛みを伴わないでほかで改善ができるのかというのをまず第一に聞いておきます。

議長（岩崎和則君） 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（新井 滋君） お答えいたします。

議員さんご質問の職員の痛みを伴わないでほかで改善ができるのかというご質問なんですけれども、医師もそうなんですけれども、病院職員全体で働き方改革を進めていくということになります。職員数も増加しております、働きやすい職場を目指しております、それと併せてほかの部分でも改善のほうを進めていくと、両方から改善していきたいというふうに考えています。

議長（岩崎和則君） 湯井廣志君。

議員（湯井廣志君） いま一步、一種の企業なんです。ですから、物が売れなければ給料は払えないんです。ですから収入が減れば、当然カットするのは給料なんです。ただそういう中で、減らしなさいとは言いませんから収入の確保、収入が増えるということになれば保険料が上がるわけですから、非常に難しい問題なんです、そういう中で診療科の中の病床利用率、これ90%を目標にするということになっておりますが、この90%を目標にする中で、どのようなことをしてきたのかお伺いいたします。

議長（岩崎和則君） 暫時休憩いたします。

（午後3時00分休憩）

（午後3時02分再開）

議長（岩崎和則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。企画財政課長。

次長兼企画財政課長兼しらさぎ管理課長（中里光夫君） お答えいたします。

病床利用率90%達成の方法ですが、新病院になりまして包括ケア病棟及び回復期リハビリ病棟を単独で設けておりますので、それに伴いまして急性期の病床の回転率が上がっております、それとともに平均在院日数も短縮になっておりますので、より多くの患者さんが入院されて単価が上がって、病床利用率も上がっております。

以上です。

議長（岩崎和則君） 湯井廣志君。

議員（湯井廣志君） 病床率が上がっているというよりも、90%以上を目標ということですね。それでクリニカルパスやDPCの平準化によって、これが可能になるんだよというような内容で書かれている。それで実際には可能になったのか、それをお伺いいたします。

議長（岩崎和則君） 企画財政課長。

次長兼企画財政課長兼しらさぎ管理課長（中里光夫君） お答えいたします。

令和元年12月までの病床利用率ですが、去年よりは若干下がっていますが、89.3%となっております。30年度につきましては92%の稼働率となっております。

以上です。

議長（岩崎和則君） 湯井廣志君。

議員（湯井廣志君） 健全な経営をするには90%以上なければ健全な経営にはならないという中で、まずこれを90%になるように一生懸命やってください。

また、この中で最初の、特別室なんかも今度値下げするような、これまたそういう費用も減ってくるわけですね。そういう中で利用率を高めるしかやっ
ていけないのかなと思う。それと外来部門も入院の短縮で収入を確保する、この外来部門の入院の短縮というのはどのくらい行われたのかお伺いいたします。

議長（岩崎和則君） 暫時休憩いたします。

（午後3時05分休憩）

（午後3時06分再開）

議長（岩崎和則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（新井 滋君） お答えします。お時間をとらせてしまいました、すみませんでした。

外来部門である程度工夫をして、入院のほうでの平均在院日数を短縮している
こうということなんですけれども、ただ外来の部門でいろいろ工夫をしている
部分について統計的な数字はございませんので、すみませんが、一応形として
は、ある程度外来の部分からもう入院のことを考えて、入院がなるべく短い期
間の入院になるように工夫をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（岩崎和則君） 湯井廣志君。

議員（湯井廣志君） 何を言っているんだかよく分からないけれども、取りあえずそういうことだ
と思う。それと費用の削減のところでお伺いいたしますけれども、薬
品のベンチマークを使用した価格交渉、材料費の平準化をやって材料費の削減
を図りますとなっているんですが、この薬品の価格交渉というのはどのような
交渉をして、どのくらい薬品の単価が下がったのかお伺いいたします。

議長（岩崎和則君） 用度課長。

用度課長（新井誠十郎君） お答えします。

薬品につきましては、ベンチマークシステムというものを使いまして、ほかの病院等の単価が載っているシステムなどで、それを利用して他の病院より、より一層安く購入できるように努めています。

以上です。

議長（岩崎和則君） 湯井廣志君。

議員（湯井廣志君） 全てのじゃなくて、どれくらい安くなったのかと伺っているのですが、価格交渉をする前と下がったのかお伺いいたします。

議長（岩崎和則君） 暫時休憩いたします。

（午後 3 時 1 0 分休憩）

（午後 3 時 1 1 分再開）

議長（岩崎和則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。用度課長。

用度課長（新井誠十郎君） お答えします。

パーセントにつきましては、今現在ですと 2 年に 1 回薬価が変わりまして、その都度見積もりをやっておるんですが、大体下がっても 1 % から 2 % になります。各全体過重です。

以上です。

議長（岩崎和則君） 湯井廣志君。

議員（湯井廣志君） 交渉するんなら、やはりそれなりに 5 % なり、それくらいの率で下がるような交渉をしっかりとやってください。

それと委託の関係なんですけど、この契約内容もしっかりと精査をして削減に努めるということになっておりますから、この委託費をどのような精査をして今回の予算が削減されたのかお伺いいたします。

議長（岩崎和則君） 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（新井 滋君） お答えいたします。

委託料に関しましては、ある程度所属から前年の委託料の金額、資料を出してもらいまして、その見積もり等の内容を見まして精査しております。それなので、内容に応じて金額の増えた部分もございます。それから新たに追加になった、今回のような旧病院の関係の委託料もございますので、総額としてはかなり増えておりますけれども、一応全体的には前年と比較をしまして予算計上のほうはさせていただいております。

議長（岩崎和則君） 湯井廣志議員に申し上げます。質問回数の持ち回数がなくなりました。

他に質疑はありませんか。

（「なし」の声）

議長（岩崎和則君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結

いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長(岩崎和則君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声)

議長(岩崎和則君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。
これより採決いたします。議案第6号、令和2年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計予算について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(岩崎和則君) 起立全員であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

第10 議案第7号

議長(岩崎和則君) 日程第10、議案第7号、令和2年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者(新井雅博君) 議案第7号、令和2年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

介護老人保健施設事業会計は、高齢者の自立生活を支援する介護老人保健施設しらさぎの里、在宅での医療を支援する訪問看護ステーションはるかぜが、増加する高齢者の医療・介護サービスを継続的に提供できるよう令和2年度予算を編成いたしましたところでございます。

第3条の収益的収入及び支出は2事業会計で、収入は5億7,387万3,000円、支出は5億7,088万3,000円となり、299万円の黒字予算を計上するものでございます。

次に、第4条の資本的収入及び支出でございますが、介護老人保健施設事業収入で、訪問看護事業からの出資金で6,000万円、支出では企業債償還金、建設改良費出資金として2事業合わせまして1億1,055万1,000円を計上いたしております。

以下、第5条、第6条は所要の額を計上させていただきました。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。慎重審議いただきまして、ご決定いただきますようお願いを申し上げます。

なお、詳細につきましては経営管理部長より説明をいたさせますので、よろしくようお願いを申し上げます。

議長(岩崎和則君) 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（新井 滋君） それでは、詳細についてご説明申し上げます。

初めに、第2条の業務の予定量についてでございます。介護老人保健施設における入所は、療養病床数80床、稼働率92.5%を想定し、1日平均療養者数72人、年間延べ療養者数2万7,010人、通所では、1月平均利用者数900人、年間延べ利用者数1万800人を予定するものでございます。訪問看護ステーションでは、対象人員150人、年間延べ利用者数1万1,664人を予定するものでございます。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額でございます。

まず、収入では第1款介護老人保健施設事業収益で4億6,211万3,000円、内訳として事業収益4億5,898万円、事業外収益312万3,000円、特別利益1万円でございます。第2款訪問看護事業収益は1億1,176万円、内訳として事業収益1億1,156万円、事業外収益20万円でございます。

次に、支出について申し上げます。第1款介護老人保健施設事業費用は4億9,646万6,000円、事業費用の主なものとして給与費6,220万2,000円、材料費36万5,000円、経費933万円でございます。

第4条、資本的収入及び支出でございます。

まず収入ですが、第1款介護老人施設事業資本的収入で、出資金による6,000万円でございます。

続きまして支出ですが、第1款介護老人保健施設事業資本的支出は5,381万円、内訳は、建設改良費で370万円、企業債償還金で5,011万円でございます。

第2款訪問看護事業資本的支出は建設改良費で170万円、出資金で6,000万円でございます。

介護老人保健施設事業会計の収支につきましては、介護老人保健施設事業では3,435万3,000円の赤字予算、訪問看護事業では3,734万3,000円の黒字予算となり、2事業合わせて299万の純利益を計上しております。

今後予想される2025年の超高齢者社会においても地域住民の皆様へ安定した介護サービスを提供するため、職員一丸となり、さらなる経営改善を進めてまいりたいと考えております。

以上、詳細説明とさせていただきます。慎重ご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（岩崎和則君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

議長（岩崎和則君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結
いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（岩崎和則君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（岩崎和則君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第7号、令和2年度多野藤岡医療事務市町村
組合立介護老人保健施設事業会計予算について、本案は原案のとおり決するこ
とに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（岩崎和則君） 起立全員であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決さ
れました。

暫時休憩いたします。

（午後3時19分休憩）

（午後3時20分再開）

議長（岩崎和則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

第11 一般質問

議長（岩崎和則君） 日程第11、一般質問を行います。

茂木光雄君の質問を行います。茂木光雄君。

議員（茂木光雄君） 議長の許可をいただきましたので質問をさせていただきます。

非常に来年度のマイナス5億円のこういった事業会計予算というのは本当に
厳しいものがあると思えます。いろいろな中で診療費の改定やら業務体系の削
減の中で、いろいろ努力しても難しい面があるんだなというふうな話で聞いて
おりましたけれども、私のまず質問は、地域中核病院としての、先ほどの議員
さんから、非常に地域としての重要な役割を担って今後とも市民の安心・安全
のための的確なる病院運営をしていただきたいというふうな話がありました。
まさに公立藤岡総合病院においては、地域中核病院としての役割をしっかりと
果たしていかなくてはならないと思えます。

そうした中で、まず、先ほど管理者の方から新型コロナウイルスの対応につ
いては万全な体制の中で、この病院は対応を期しているというふうな話があり
ましたけれども、この新型コロナウイルス、2月13日の上毛新聞なんかによ
りますと、いよいよこのクルーズ船の中の新型肺炎だったり、中国から帰って
きている人たちがいろいろな形の中でいまして、県内で6人がもう既に厚生労
働省の指示で入院されているということになりましたけれども、本病院につい

て、この新型コロナウイルスに対する対応というのはどういう形をとられているのか伺います。

議長（岩崎和則君） 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（新井 滋君） お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症については日々状況が変わっておりますので、現時点での対応ということでお答えをさせていただきます。

当院は第2種感染症指定医療機関として指定されておまして、新型コロナウイルス感染症に対応できる施設、設備を有しております。直接患者さんが受診した場合は、病院のホームページや建物入り口の掲示でご案内しておりますが、建物内に入る前に、まず電話やインターホンで看護師の問診を受けていただきます。問診の結果、疑い例に該当すれば入院棟1階の感染診察室へご案内し診察等を行います。疑い例とは、今後変更の可能性もありますが、37度5分以上の発熱かつ呼吸器症状、咳、たん、喉の痛み等があり、発症前14日以内に湖北省または浙江省に渡航または居住していた人や、その人と接触歴がある人をいいます。診察に際しては、保健所に連絡をとり連携しながら行います。

当院では、新型コロナウイルス感染症の検査はできませんので、検体を採取し、保健所を通じて群馬県衛生環境研究所で遺伝子検査を行います。入院が必要であれば、入院棟1階の感染症病床を使用することになります。その後も保健所と密接な連絡をとりながら対応することとなります。

以上、答弁といたします。

議長（岩崎和則君） 茂木光雄君。

議員（茂木光雄君） この第2種の感染症指定医療機関というのは、群馬県内に12あるというふうな話を聞いておりますけれども、当然のことながら総合病院もそういう形になっているんだと思います。今朝、来てみますと病院の入り口のところに、今部長が言ったような形の立て看板が出ております。しかしながら、その立て看板は、要は入院棟のほうに来て電話で話をさせていただきたいというふうな、非常に簡単な立て看板ですけれども、これについて私思うんですけれども、これだけ事態が切迫する中で、当然のことながら中に入っただけといけませんよという看板をそこに立てているだけというのは、これは果たして市民の安心・安全を図る意味でのそういった中で対応できるのかどうか、また回答の中で、検体は採取しても検査はできないというふうな形の中で保健所と連携しながらいくということですが、今、県内で患者6人が入院しているというふうな話を厚生労働省からの指示によって、いわゆる病院のほうに入院ということですが、これについての入院の受け入れとか、そういった面での病院としての対応というのは、いやそれはできませんねとか、これはこうですよというふうな、そういう形の中で病院としての決定権といいますか、それは病

院長のほうにそういったあれはあるんでしょうか。

議長（岩崎和則君） 病院長。

組合事業統括兼病院長（塚田義人君） お答えいたします。

まず前半の質問ですけれども、日々もう状況が変わっていることは皆さんご存じだと思います。中国と接点がない患者さんがどんどん発生して、医師でも風邪だと思って行って治療していたら患者さんに移してしまったという、そういう感染症例も出ています。ただ現時点で、例えば微熱があって少し風邪かもしれないという気持ちで外来に来てしまった方、この方はどこで食い止めるかと、もう全国みんな戦々恐々としているところで、こういった3次感染、4次感染が発生しますと食い止めようがない、心当たりがない方がひよんなことから病院ですとか診療所に受診するということがあり得るわけです。ただ現時点でできることは、心当たりがあれば、まず事前に連絡して病院の中に入らないようにしてくださいという、そういうふうにとどめるしかないです。

また検査も、保健所を通じて特殊な遺伝子検査で時間がかかります。検体処理も大量にできませんので、いち早くインフルエンザと同じように迅速キットで15分もすれば結果が出るというものが開発されるのを待つしかないと思うんですね。対応についてはそんなところです。

もう一つクルーズ船の感染者ですけれども、やはり神奈川県で対応できない部分が東京、埼玉も群馬県あるいは長野県というふうに関東を超えて受け入れ依頼が来ています。当院も先ほどから言っていますように陰圧の設備を4床持っています。群馬県内で12医療機関で52床、そういったベッドを用意しております。当然群馬県の依頼で、うちにも患者さんをぜひ受け持ってくれという依頼が来れば断るすべがありませんので協力するという覚悟でおります。それなりの設備ですとかを県のほうから資金を頂いて用意しておりますし、それが感染症指定病院の使命だと思っております。

以上です。

議長（岩崎和則君） 茂木光雄君。

議員（茂木光雄君） そうですね、そうしますと日々刻刻いろいろな状況が変わっていく中で、病院とすると現体制の中で来た患者さんの容態によってということですから、受付の窓口の方というのは大変ですよ、そういった外来で来るそういった中で。その辺について病院として、いわゆる院内に持ち込まれないような対策というものは何か特別なものを考えているんでしょうか。

議長（岩崎和則君） 病院長。

組合事業統括兼病院長（塚田義人君） お答えいたします。

先ほど来、中国とのかかわりのない患者さんがどんどん増えていきますと、本当にすり抜ける症例というのはすごく出てくる恐れがあるわけですね。受付

を含めて看護師、医師全ての職員が被害者でもあり、そして知らない間に加害者になるという恐れがありますので、もう病院の中でマスクをしっかりと、患者さんを診た後、診る前に手洗いをするという、そういう標準的な予防策を行うという、それに尽きるんだと思うんですね。

発熱の方の全てがコロナウイルスを疑って個室収容というそういう設備もありません。こういう冬場ですと、満床になりますと発熱、肺炎とあっても4人部屋というのは当然あり得るわけですので、そこまでの対応はできないんですけども、いつ、目の前に潜在的な感染者がいてもおかしくないという意識を持って対応するしかないと思っています。

以上です。

議長（岩崎和則君） 茂木光雄君。

議員（茂木光雄君） 続きまして、周産期医療についてちょっとお伺いしますけれども、何か太田記念病院ではいわゆる常勤の医師の減少によって4月から通常分娩を休止するというふうな形の中で、群馬県における地域周産期医療の母子医療センター、この関係の本病院としてのいわゆる現状、これ非常にこの産婦人科医の確保というのが難しいかと思うんですけども、この辺について、まず本市の産婦人科の関係の現状についてお伺いいたします。

議長（岩崎和則君） 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（新井 滋君） お答えいたします。

地域周産期母子医療センターは県内の7病院が認定されており、当院も認定されております。当院の現在の産婦人科の医師数は、常勤医師3名、非常勤医師5名の計8名で外来及び入院患者の診療に当たっております。昨年度の分娩数は年間264件、今年度4月から12月の分娩数は206件となっております。地域周産期母子医療センターとして多くの合併症妊娠やハイリスク妊娠にも対応しております。また、新生児についても小児科と連携して対応しております。

以上、答弁といたします。

議長（岩崎和則君） 茂木光雄君。

議員（茂木光雄君） そうしますと、今の答弁ですと常勤医師の確保にしても非常勤医師の確保にしても、専門的な方が比較的確実にできているということであれば、太田記念病院ではないですけども、この病院においては、周産期医療の関係については通常分娩等もこれまでどおり、来年度もしっかりと実施していけるというふうな形ではよろしいのでしょうか。

議長（岩崎和則君） 病院長。

組合事業統括兼病院長（塚田義人君） 茂木議員さんのおっしゃるとおり、当面は当院の周産期母子センターとしての機能は維持されると思います。ただし太田地区というのは群大の産婦人科教室からの人員派遣ではない、東京のほうからの派

遣ということで、大学の事情があると人が減らされてしまう。それを群大のほうから補うという余力はない。やはり大学のほうも非常にぎりぎりのところでやっているんですね。ですので、太田、既に館林地区も産婦人科が不足しております。非常にあれだけの人口総数が多い中でも厳しい中で、藤岡というのは260という出産数で、高崎と本当は一体化してもいいというぐらいの動きもなくはないんですけれども、当分は大丈夫です。大学とのつながりを非常に緻密に保って当院としての役割をアピールしていきたいと思っております。

以上です。

議長（岩崎和則君） 茂木光雄君。

議員（茂木光雄君） そうすると先ほどのいろいろな関係の妊婦加算の話になっても、その辺についてもそれほど影響がないというのはこういったところにもあるんだなと思いますけれども、医師の働き方改革の中で専門医の確保といいますか、そういったものが最大の課題ですけれども、いよいよこの4月ですか、医療費の改定が決まったというふうな形に新聞にも出ておりますけれども、いわゆる先ほど告示があってからいろいろ対応を考えたいというふうな話をされたんですけれども、先ほど院長先生、救急外来のこの4月から1日の入院については、1日5,200円の診療費の加算ができるという、そういった制度改革が主な内容で、そうしますと本病院は恐らく5,000件近い、救急のそういった受け入れができるのではないかなと、そのうち恐らく4,000人程度を見越しているのではないかなと思いますけれども、そうすると約2,000万ぐらいは診療費の増加が見込めるんですけれども、この現在の藤岡市の救急体制について、今どんな形になっているのかお尋ねいたします。

議長（岩崎和則君） 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（新井 滋君） お答えいたします。

厚生労働省では、医師の働き方改革として特に救急医療を担う病院の対応について検討されています。当院の救急体制については、2次救急医療機関として内科系、外科系、産婦人科で24時間の救急体制を整えております。小児科の救急については、平日の日勤帯を対応しておりますが、夜間や休日については西毛ブロック小児輪番制当番にて対応しております。昨年3月末に救急専門医が異動となりまして、現在常勤医師が不在となっておりますので、今後、常勤の救急専門医の確保に努めてまいります。

以上、答弁といたします。

議長（岩崎和則君） 茂木光雄君。

議員（茂木光雄君） 昨年3月末に救急専門医の方が異動になってしまって、現在不在となっておりますけれども、1日当たり5,200円のいわゆる診療費の加算を受けるためには、本来処遇改善計画といいますか、お医者さんの医師の数は

もちろんのこと、働き方改革の中で複数の医師によるそういった診療をしたり、とにかく専門医を確保して、きちりとした医療体制、医師が長時間働くのを是正するような形の、そういった体制をとらなければならないんですけれども、病院長、その加算を得るために2,000万円という増収をこの計画の中ではないんですけれども、これをしっかりと本病院として診療報酬の中で受け取れる体制づくりをしっかりとしなくちゃならないんですけれども、今の現状ですと、お医者さんの数が足りていないということになると、これ非常に由々しき事態になると思うんですけれども、救急専門医の確保について、先ほど私、新卒の初任給の方の給料表でお尋ねをいたしましたけれども、そういった中で専門医を確保するために何とかしないと、この4月からの診療費の改定に間に合わないというふうに私は思うんですけれども、どんなものでしょうか。

議長（岩崎和則君） 病院長。

組合事業統括兼病院長（塚田義人君） 診療費の改定の条件は、病院として年間2,000件の救急車を受けているということでありまして、救急の専門医がいるかどうかではないんです。当院はもう昨年4,700、今年も同じ数を受けていますので、優にその基準を満たしていますので、救急医療に貢献しているんだと思って、それに対してのご褒美として5,200円、これは1件の救急患者だけではなくて入院患者さん1人に対して、それを果たしている病院ということで単価が上がるということです。ですので2,000万よりもうちょっと対象等の数が増えますので、増収効果が見込めるんですけれども、ただこの規模の病院で4,700という救急車の数は大学病院よりも多いです。大学病院は救命救急センターというのがありまして、救急をもっぱらする教授以下8人、10人の体制でやっている、そういう病院と同じ数の救急車を受けている。裏を返しますと、救急専門医が1人抜けたところ全ての医師が日中、夜間、休日を問わず救急車の対応に追われているという大変過酷な状況なんですね。これはもう大学の救命救急の教授にもまた来週お会いしますけれども、ぜひパートでもいいからお手伝いに来てください、若い医師の前で救命救急の診療を一緒にやっていただいて、救急の楽しさ、使命を分かっていたら、救命を目指す医師を育てていく、そういった一端を担っていただければというお願いをすることであります。

そういった当院、非常に特異な救急センター的な働きをしながら人がいないという、県内でも、1人の医師が救急を担っていくその労力というのは飛び抜けて大きい病院だと思っております。若手もよく頑張っていて、ローテーションで大学から来ると藤岡はもう眠れない当直をやっている、救急車は多いけれども、救急を専門にする医師がいない病院ということで非常に緊張を持って赴任するという状況でございます。ぜひその辺を皆さんに分かっていただけ

ればと思います。

以上です。

議長（岩崎和則君） 茂木光雄君。

議員（茂木光雄君） 今回の本当に4,700件もの大学病院並みの救急を受け入れているという本当にすばらしい体制の中で、お医者さんの確保というものが非常に重要になってくると、来年4月以降の診療費の改定に合わせて、当病院が獲得できるといいますか、その診療費の中で大きく増収が見込めるのはこの分野しかないんですね。そのためには先ほどの産婦人科医の確保ではありませんけれども、要はどうしても救急の専門的なお医者さんを複数しっかりと確保しなくてはならないんですけれども、管理者に伺いますけれども、今の病院長の話聞いて、この藤岡総合病院が地域の安心・安全、そういった中での地域中核病院としての役割を果たしていくというふうな形の中で、ぜひともお医者さんの確保というものに格段なる配慮をするということが、この地域の安全に非常に大きく貢献すると思いますけれども、管理者として、今の病院長さんの答弁に関して何か思うところがあったら回答を願えたらと思います。

議長（岩崎和則君） 管理者。

管理者（新井雅博君） 医師確保対策につきましては、県下全ての自治体が有する病院開設者の大きな問題であります。議員の質問以外のところで院長の答弁にありましたように、当病院においては、そういった環境の中にあっても、まだまだ他の公立病院からすると羨ましい存在に、医師が足りない状況ではありますけれども、他の公立病院からすると恵まれている環境にある、こんなお話もある中であります。しかし群馬県当局あるいは群馬大学、さらには当病院の院長の独自の人脈を最大限フルに生かしながら、医師確保対策については動いているところであります。ぜひ十分な医師を確保して、地域医療、中核病院としての使命をこれからもしっかり果たしていけるように努めてまいりたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（岩崎和則君） 茂木光雄君。

議員（茂木光雄君） 的確にと言いますか、質問をさせていただければ、先ほど4月から新しく施行される医師の給与表について、ある程度管理者として弾力的な、いわゆる適用というものを現場のいわゆる院長先生を初めとするそういう病院のほうにある程度委ねて、他よりも何とかこういった特に救急専門医確保に、特段のそういったものが何とかならないかどうかお尋ねいたします。

議長（岩崎和則君） 管理者。

管理者（新井雅博君） お答えさせていただきます。

給与表以前の話ということでありますので、ご理解をいただければありがた

いというように思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（岩崎和則君） 茂木光雄君。

議員（茂木光雄君） それでは、2番目の質問としまして、旧公立藤岡総合病院の跡地の基本活用構想について、先ほど説明をいただきました。いろいろな中で、まず解体をというふうな前提の中で予定表というものの説明をいただきましたけれども、この解体に至るいわゆる病院としての対応と申しますか、どういう形の中でこのようなことが予定表というふうな形で出来上がってきたのか伺います。

議長（岩崎和則君） 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（新井 滋君） お答えいたします。

旧病院の跡地活用については、構成市町村担当課長会議の中で、所在地である藤岡市と当組合で協議することが了承された上、藤岡市と平成28年8月より協議を開始し、おおむね月1回の頻度で協議を行ってまいりました。藤岡市との協議では、旧病院の施設の状況をもとに施設の利用の可否が話し合われました。また、サウンディング型市場調査や旧公立藤岡総合病院利活用検討委員会が開催され、市長へ提言書が提出されました。その内容を構成市町村担当課長会議で報告し、構成市町村長会議でも報告を行っております。

また、藤岡市より旧公立藤岡総合病院跡地活用基本構想案の提示がありましたので、構成市町村長会議で当組合における今後の対応について協議させていただきました。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（岩崎和則君） 茂木光雄君。

議員（茂木光雄君） 構成市町村会議、これについて最終的に解体というふうな方向性の中で、最終的には、いつ構成市町村会議における協議というものが調ったんでしょうか。

議長（岩崎和則君） 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（新井 滋君） お答えいたします。

本年1月22日に構成市町村長会議を開催させていただきました、ここで協議のほうを行いました。

議長（岩崎和則君） 茂木光雄君。

議員（茂木光雄君） 解体についてのそういった形の中で意見が調ったというふうに解釈してよろしいんでしょうか。

議長（岩崎和則君） 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（新井 滋君） お答えいたします。

この会議で構成市町村との間で旧病院の建物を解体していくという方向で決

定いたしました。

議長（岩崎和則君） 茂木光雄君。

議員（茂木光雄君） そうしますと、これで解体に対するスケジュールは先ほど説明がありましたけれども、更地にして、最終的には跡地利用について考えるということですが、これちょっと先の話で非常にお答えにくいかと思いますが、分かる範囲でお答え願えればと思うんですけれども、更地にした後、要は組合としての建物と土地がありますけれども、この組合としての建物と土地というのは、そのまま跡地利用の中で組合としてその後の運営をしていくのか、それとも例えば藤岡市に土地を買ってもらおうのか、この辺についてはどのようなお考えがあるのかお尋ねします。

議長（岩崎和則君） 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（新井 滋君） お答えいたします。

先ほど藤岡市から提示されました基本構想を踏まえまして、令和2年度の組合のスケジュールというものを説明させていただきました。あくまでもそれ以降の話になりますと、また所在地の藤岡市と協議をしながら進めていくということになると思います。今のところ、令和3年度以降の形というのは、先ほどご説明させていただいたところまでの内容となっております。

議長（岩崎和則君） 以上で茂木光雄君の質問を終わります。

以上で発言通告のありました質問は終了いたしました。

字句の整理の件

議長（岩崎和則君） お諮りいたします。本会議で議決されました議案については、会議規則第38条の規定に基づき、その条項、字句、数字等の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（岩崎和則君） ご異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字等の整理は議長に委任することに決しました。

管理者挨拶

議長（岩崎和則君） この際、管理者より発言を求められておりますので、これを許します。管理者。

管理者（新井雅博君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶をさせていただきたいと存じます。

議員各位には、長時間にわたりまして慎重審議の上、ご提案をさせていただきました全ての議案に対しご決定賜りまして、誠にありがとうございました。

議員各位から賜りましたご意見、ご指摘につきましては、しっかりと受け止めさせていただきまして、これからの中核病院を担う病院として、しっかりと質の高い医療体制の構築に努めてまいりたい、さらには病院の健全経営にさらに努めてまいりたい、このように思っているところであります。

結びになります。議員各位のさらなる活躍を心よりご祈念させていただき、お礼のご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

閉会

議長（岩崎和則君） 以上をもちまして、本会議に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これにて、令和2年第1回多野藤岡医療事務市町村組合議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

午後3時53分閉会

会議規則第77条の規定により下記に署名する。

議 長 岩 崎 和 則

署名議員 大久保 協 城

署名議員 吉 田 達 哉